

論点1 特定個人に関する侵害情報については、被害者からの申出が必要であるとする点について

- 特定の個人に関する侵害情報は被害者からの申出が必要であり、当該個人により構成される集団や府内の特定の地域に関する侵害情報については申出が不要とする運用について、条例及び指針の書きぶりから論理的に読み取れない。
- 明らかに不当な差別的言動については、本人からの申出を必ずしも必要としない運用もありうるのではないかな。

府の考え方

- 条例では「被害者からの申出があったときその他必要があると認めるとき」は、削除要請を可能としている。
- 指針では、「特定個人や団体に関する差別的言動については、被害者からの申出を原則」としつつ、「被害者による自主的な被害の拡大防止・回復を促すことが見込めないときにおいては、被害者からの申出を前提とせず、府において削除の要請等を実施する」としており、特定個人や団体に関する差別的言動であっても、被害者からの申出を必ずしも必要としていない。
- 一方、有識者会議とりまとめでは、「被害者が自らプロバイダ事業者への削除要請や司法手続を通じて被害を回復することが原則」としている。特定の個人や団体に関する差別的言動の削除要請は、表現の自由を制約するおそれがあり、特に被害者が救済を求めている場合に、行政が私人間の一方の権利保護のために介入することは、慎重に判断すべきと考える。
- ネットハーモニーなど、第三者から特定の個人や団体に関する不当な差別的言動の申出があった場合は、被害者からの申出を前提とせず、被害者の実情を見定めた上で、府において対応していく。

■大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

第12条(削除の要請等)

府は、インターネット上において、特定の個人、若しくは当該個人により構成される集団又は府内の特定の地域に関する不当な差別的言動に係る侵害情報があることが明らかであり、当該侵害情報による被害者からの申出があったときその他必要があると認めるときは、特定電気通信役務提供者に対する当該侵害情報の削除の要請又は国その他の関係機関に対する当該侵害情報の通報を行うことができる。

■インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針

2 削除の要請等(条例第12条)

(1)「特定の個人若しくは当該個人により構成される集団又は府内の特定の地域」について

ア「特定の個人」とは、府内に居住する者をいうほか、府外から府内に通勤又は通学する者も含む。

イ「当該個人により構成される集団」とは、集団の規模、構成員の特定の程度等により、当該集団に属する特定の個人の権利侵害を認識できる規模の集団をいう。

ウ「府内の特定の地域」とは、府内の特定の地域の居住者や出身者といった特定の個人に対する権利侵害を認識できる規模の地域をいう。

(2)略

(3)「被害者からの申出があったときその他必要があると認めるとき」について

ア「被害者からの申出があったとき」とは、被害者自身がプロバイダに対して侵害情報の削除の要請を行っても削除がなされないなど被害者自身による被害の拡大防止・回復を図ることが困難であって、府に対応を求める場合をいう。被害者への対応にあたっては、まず被害者自身の自主的な被害の拡大防止・回復の支援を行うことを原則としていることに留意する。

イ「その他必要があると認めるとき」とは、特定の地区がいわゆる同和地区である、又はあったとする情報の摘示に関して情報提供があった場合など被害者による自主的な被害の拡大防止・回復を促すことが見込めないときにおいては、被害者からの申出を前提とせず、府において削除の要請等を実施するものをいう。

■大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議取りまとめ 令和5年3月17日

インターネット上の人権侵害情報への対応に当たっては、被害者自らがプロバイダ事業者への削除要請や司法手続等を通じて被害の回復を図ることが原則であることから、特定の個人や団体に対する情報にあっては、被害者が削除要請を行っても削除されず、府に対応を求める場合であって、その情報が差別的言動等であると府が認めるときに限る。

地域等に対する差別的言動等であって個別の被害者に対応を求めることが困難な場合については、引き続き、府において対応すべきである。

論点2 集団の規模が大きくなると、削除要請の対象から外れるという条例の運用について

- 損害賠償や不法行為の対象になるのかという点では、集団の規模は重要であるが、不法行為訴訟を提起できない、集団に対する不当な差別的言動があるからこそ、行政が削除要請をするということなのであれば、集団の規模の大小で適用に差を設けることは、条例の意義にそぐわないのではないか。
- 集団の規模によって表現の自由に対する抑制の中身が変わってくるのか。規模が変わっても、表現内容の観点からは、保護の程度はほぼ同じではないか。(メルクマールとして、規模だけでなく、内容の観点もありうる)

府の考え方

- 昨年度の人権審答申で示されたように、規模の大きな集団に対する不当な差別的言動について、行政として削除要請を行う社会的な意義はあると考えるが、一方で、裁判例等を踏まえれば、当該言動が当該府民の権利を直ちに侵害していることが明らかであるといえるかというところには議論が残る。
- 少なくとも、「●●市●●地区の●●人」といった程度に集団等の規模が限定されており、その構成員が特定されている場合は、名誉感情等の人格権の侵害が認められることから、削除要請の対象となるが、それ以上の規模の集団になると、構成員が特定されず、人格権の侵害が認められるとまで必ずしも言い切れないことから、削除要請の対象になじむのか、慎重な検討が必要と考える。
- 一方、昨年度の人権審答申を踏まえ、削除要請の対象外とした言動についても、その内容や相談者の精神的苦痛等を考慮し、必要に応じて、適切な関係機関やプロバイダ事業者等に情報提供を行うなど、相談者に寄り添った対応をとっているところである。

■大阪府インターネット上における不当な差別的言動に係る削除要請及び説示又は助言の基本的な考え方の策定について(答申) 令和6年1月31日

Ⅱ 不当な差別的言動に係る削除要請及び説示又は助言の基本的な考え方の策定

2 削除要請

(2)特定の個人により構成される集団

条例第12条においては、特定の個人に関するものに加え、当該個人により構成される集団に関する不当な差別的言動に係る侵害情報についても削除要請の対象とされる。

大阪府においては、集団に対する不当な差別的言動であっても、集団の規模、構成員の特定の程度によっては、当該集団に属する特定の個人の権利が侵害されているとして、削除要請の対象としているところであるが、集団の規模が一定程度以上大きい場合については、裁判例等を踏まえれば、特定の個人の名誉感情への影響が抽象的なものとなるため、直ちに条例第12条にいう侵害情報があることが明らかであるということは難しいとしている。

また、公益社団法人商事法務研究会が法務省の人権擁護機関やプロバイダ事業者等が行う誹謗中傷の投稿の削除に資するよう法的問題の整理を行った「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめ(令和4年5月)」によれば、集団等に向けられたヘイトスピーチについて、「その集団等の規模、構成員の特定の程度によっては、集団に属する特定個人の権利・利益が侵害されていると評価できる場合があると考えられ、具体的には、少なくとも「〇〇市●●地区の△△人」といった程度に集団等の規模が限定されており、その構成員が特定されている場合には、名誉感情等の人格権の侵害を認めることができると考えられる。」としており、大阪府としても、こうした議論も考慮し、削除要請の対象を検討しているとのことである。

本審議会で審議したところ、例えば、特定の民族全体を指す差別的な言動など特定の個人を直接対象としない表現であっても、こうした特定の民族に対する言動により当該民族に属する府民が精神的苦痛を受けたとされる場合については、行政として削除要請を行う社会的な意義はあると考えるが、一方で、裁判例等を踏まえれば、民族全体への差別的な言動が当該府民の権利を直ちに侵害していることが明らかであるといえるかというところには議論が残るところである。

こうしたことから、集団に対する言動について、裁判例や国における取扱いを踏まえ削除要請の対象を判断することは適当であるとするが、削除要請の対象外とした言動についても、その内容や相談者の精神的苦痛等を考慮し、必要に応じて、適切な関係機関やプロバイダ事業者等に情報提供を行うなど、相談者に寄り添った対応をとることを検討されたい。

■法務省

「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について(依命通知)」平成31年3月8日

2 「その集団に属する者が精神的苦痛等を受けるなど具体的被害が生じている」の判断の在り方

差別的言動の対象とされた当該集団等の規模等にも留意する必要がある。すなわち、例えば、当該集団等を特定する際の地域表示等が余りに広く、当該集団等に属する自然人が極めて多数に及ぶため、仮にそれに属する自然人が聞いていたとしてもさしたる精神的苦痛等を感じないであろうと認められる場合もあると思われるが、そのような場合は、救済の前提となる人権侵犯性は認め難いこととなる場合が多いのではないと思われる。

3 調査するも人権侵犯性が認められないと判断した差別的言動の処理

人権侵犯事件として立件・調査の結果、人権侵犯性が認められない差別的言動であっても、その調査の過程において、当該差別的言動がヘイトスピーチ解消法第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当すると認められたものについては、プロバイダ等に対し、その旨の情報提供を行い、約款に基づく削除等の対応の検討を促すことが望ましい。

■公益社団法人商事法務研究会

「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会とりまとめ」令和4年5月

第3

6 集団に対するヘイトスピーチ

(3)「ヘイトスピーチ」が集団等に対して向けられている場合

集団等に向けられた「ヘイトスピーチ」については、その集団等の規模、構成員の特定の程度によっては、集団に属する特定個人の権利・利益が侵害されていると評価できる場合があると考えられ、具体的には、少なくとも「〇〇市●●地区の△△人」といった程度に集団等の規模が限定されており、その構成員が特定されている場合には、名誉感情等の人格権の侵害を認めることができると考えられる。

(4)特定の個人の権利・利益を侵害するとはいえない場合の対処の在り方

ア プロバイダ等による自主的な対応

特定の個人の権利・利益の侵害を理由とする差止めによる削除が困難とされる場合であっても、少なくともヘイトスピーチ解消法第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するとされる場合には、「ヘイトスピーチ」による具体的な被害を予防するために、プロバイダ等は、これについて削除依頼や、法務省の人権擁護機関からの情報提供を受けた際には、ガイドラインや約款等に基づく自主的な対応を積極的に行うことが社会的に期待される。

■集団を対象とする表現に関する裁判例

◎令和4年5月11日 東京地裁 判決 事件番号:令3(ワ)24033号

(判決文より抜粋)

社会は、多様な価値観を有する人々の集合によって成り立っており、そこでは、多様な価値観に基づく多様な意見が表明されるべきものといえるから、特定の個人を対象としない表現については、たとえそれによって自己の名誉感情が害されたとしても、広く受忍すべきであって、これに対抗するとしても、言論によるべきであり、特定の個人を対象としない表現をたやすく社会通念上許される限度を超えて違法であるとするのは妥当ではない。そうすると、表現の自由を尊重し、表現活動を委縮させないという観点からは、特定の個人を対象としない表現については、他人の名誉感情を害したとしても、特段の事情がない限り、社会通念上許される限度を超えて違法になることはないというべきである。

◎平成30年2月8日 東京高裁 判決 事件番号:平29(ネ)2594号

(判決文より抜粋)

人格権たる名誉権の侵害とは人の客観的な社会的評価を低下させる行為をいうのであって、そこでいう社会的評価は名誉権侵害を主張する特定の人に対する評価であることは、私法上の権利侵害の救済を図ることを目的とする不法行為制度が当然の前提とするところである。そして、控訴人らが主張する「日本人としてのアイデンティティと歴史の真実を大切にし、これを自らの人格的尊厳の中核において生きている日本人」ということだけでは、社会的評価が帰属する人として特定しているものと評価できないばかりか、社会的評価が帰属する一定の集団を構成する人としても特定しているものとは評価できない。

◎平成15年10月16日 最高裁判所第一小法廷 判決 事件番号:平成14(受)846

(「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会とりまとめ 令和4年5月 公益社団法人商事法務研究会より抜粋)

「ほうれん草を中心とする所沢産の葉物野菜が全般的にダイオキシン類による高濃度の汚染状態にあり、その測定値は、K株式会社の調査結果によれば、1gあたり「0.64～3.80pgTEQ」であるとの事実」の摘示が、所沢市内において各種野菜を生産する農家の社会的評価を低下させるものであることを認めていることからすると、集団等に向けられた表現であっても、特定の個人に対する人格権の侵害は認められ得るものであると考えられる。